

静岡市口坂本温泉浴場

指定管理者 募集要項

平成 28 年 10 月

静岡市経済局農林水産部 中山間地振興課

1 公の施設の概要

- (1) 名称 静岡市口坂本温泉浴場
- (2) 所在地 静岡市葵区口坂本 652 番地
- (3) 規模 建物 (本館) RC造平屋建 延べ床面積 261.69 m²
(別館) 休憩室 木造平屋建 115.93 m²
(東屋) 木造平屋建 52.99 m²
収容人員 約 170 人
- (4) 用途 浴室 内湯(男1・女1)、露天(男1・女1)
休憩室 (本館) 和室 35 畳
(別館) 和室 38.5 畳、畳舞台 9 畳
(東屋) 和室 12 畳
駐車場 約 50 台収容(マイクロ 1 台含む)
その他 機械室RC造、源泉機械室RC造、受湯槽室RC造、
ごみ収集小屋
- (5) 建設時期 昭和 52 年 12 月

2 指定管理者の業務内容(詳細は別紙「業務仕様書」のとおり)

- (1) 口坂本温泉浴場の運営に関すること。
- (2) 温泉浴場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

3 指定期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで(3年間)

※この期間は、静岡市議会での議決により決定します。

4 応募資格

指定管理者に応募する時点において、以下の全ての資格を有する者

- (1) 法人その他の団体(以下「法人等」という。)又は複数の法人等により構成されるグループ(以下「グループ」という。)であること。
- (2) 静岡市内に事務所等活動の拠点を有する法人等であること。
- (3) 静岡市口坂本温泉浴場の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力を有する法人等であること。
- (4) 1年以上引き続き、公衆浴場の管理運営を行った実績を有する法人等であること。

5 欠格事項

指定管理者に応募する時点において、団体又はその代表者、役員(以下「代表者等」という。)

が、次のいずれかに該当する団体は応募することができません。

なお、応募の後、指定管理者の指定の日までの間に、次のいずれかに該当することとなった場合は、応募は取り消されます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
- (2) 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中である団体
- (3) 直近の1年間において、市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
- (4) 会社更生法及び民事再生法による手続をしている団体
- (5) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第7条第1項の規定による暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者（団体、代表者等）

6 申請に関する書類

(1) 申請書類

申請時には次の書類を提出してください。提出部数は原本1部、副本10部です。

- ① 申請書（静岡市温泉浴場条例施行規則 様式第3号）
 - ② 事業計画書（同規則 様式第4号）
 - ③ 収支予算書（同規則 様式第5号）
 - ④ 申請を行う団体（以下「申請団体」という。）の定款、寄付行為及び登記簿謄本（法人格のない団体にあつては、これらに準ずる書類）
 - ⑤ 申請団体の役員名簿
 - ⑥ 会社（団体）概要書（別紙様式1）
 - ⑦ 経営（事業）状況に関する書類
 - (ア) 平成29年度の事業計画書及び過去3年間の事業報告書
 - (イ) 法人にあつては、過去3年間の貸借対照表及び損益計算書
 - (ウ) その他の団体にあつては、過去3年間の収支決算書
 - ⑧ 市税、法人税、消費税及び地方消費税に係る直近1年分の納税証明書
※納税義務が無い場合は、その旨を記載した申立書（別紙様式2）
 - ⑨ 指定管理者の申請に係る誓約書（別紙様式3）
 - ⑩ 申請に関する連絡先（別紙様式4）
- (2) 申請方法 郵送又は直接持参
- (3) 提出場所 静岡市葵区千代538番地の11 静岡市林業センター2階
静岡市中山間地振興課
- (4) 募集期間 平成28年10月28日（金）から平成28年11月28日（月）まで（必着）
各日とも午前8時30分から午後5時15分まで
土曜日、日曜日及び祝日は除く

(5) 説明会の開催

応募を予定する団体等に対して、下記のとおり説明会及び現地説明会を開催します。

- ア 開催日時 平成 28 年 11 月 7 日 (月) 午後 2 時 00 分から
- イ 集合場所 静岡市口坂本温泉浴場 (葵区口坂本 652 番地)
- ウ 参加申込 参加を希望する団体等は、説明会前日までに「応募者説明会参加申込書」(別紙様式 5) に記入の上、ファックスまたは電子メールにてお知らせください。
- エ その他 参加者は、1 応募者につき 2 人までとします。

(6) 質問の受付期間、回答日及び回答方法等

- ア 受付期間 平成 28 年 10 月 28 日 (金) から同年 11 月 11 日 (金) まで
各日とも午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
土曜日、日曜日及び祝日は除く
- イ 提出方法 ファックスまたは電子メール。必ず送信の確認をお願いします。
- ウ 回答日 平成 28 年 11 月 18 日 (金) (予定)
- エ 回答方法 質問者及び申請予定団体にファックスまたは電子メールで回答します。

(7) その他留意事項等

①不正等があった場合の取扱い

虚偽記載等の不正が発覚した場合は、審査の対象から除外します。

②申請書類の取扱い

ア 著作権

申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は審査結果の公表等に必要な場合及びその他市が必要と認める場合は、申請書類の全部または一部を無償で使用できるものとします。

イ 特許権等

申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

ウ 返却

一度提出された書類は、お返ししません。

エ 申請の辞退

申請書類を提出後辞退する場合は、辞退届 (様式は任意) を提出してください。

③申請にあたっての費用負担

申請にあたって必要となる費用は、全て申請者の負担とします。

7 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

申請書類の審査及び面接審査を経て、指定管理者選定委員会へ付議します。これらの手続を経て、選定された指定管理者に関する事項については、市議会に指定管理者の指定議案として上程され、議会の議決を経て市長が指定します。

なお、応募後に応募資格等を満たしていないことが判明した場合は失格となります。

①書類審査

所管課で申請書類を審査します。

②面接審査

面接日時及び面接場所は、決定次第、連絡いたします。

(2) 審査基準

審査項目、配点、比重については、別紙「様式第18号」のとおりとします。

(3) 選定方法

申請書類の審査及び面接審査の審査結果に基づき、指定管理者選定委員会において指定管理者（候補者）を選定します。

選定結果については、審査終了後、平成29年1月20日（金）までに文書でお知らせします。

(4) 指定管理者の決定

指定管理者選定委員会で選定された指定管理者（候補者）は、市議会（平成29年2月議会を予定）に議案上程され、議案議決により指定管理者として決定されることとなります。

なお、申請者が指定管理者としてふさわしいと市が認めなかった場合は、この募集に基づく指定管理者の指定は行いません。

市議会での議決事項は次のとおりです。

①指定管理者に管理を行わせる施設の名称

②指定管理者に指定する団体の名称

③指定期間

(5) 選定結果の公表

選定結果（申請団体の名称、評価点等）については、市議会で議決後、市ホームページで公表します。

8 協定の締結

指定管理者の指定後、指定管理料や業務の詳細を定めるため、市と指定管理者の間で協定を締結します。締結期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、指定期間中の年度ごとに協定を締結します。

9 その他

(1) 情報の公開

指定期間中の毎年度終了後に年度評価を、指定期間が満了する年度に総合評価を実施し、それぞれの結果を市のホームページで公表します。

また、収支状況報告書等の市に提出された文書については、指定管理者のノウハウ等であつて、公にすることにより、当該申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公開する場合があります。

(2) 指定取消等

当該指定管理者に指定管理を継続させることが適当でないと認められる場合には、指定を取り消すことや期間を定めて業務の一部又は全部を停止することがあります。その場合、指定管理者はその責を負い、市からの損害賠償の求めに応じなければなりません。

また、指定管理中に施設が廃止された場合は指定が終了になります。

(3) 問合せ先

〒421-1212 静岡市葵区千代538-11 静岡市林業センター 2階

静岡市経済局農林水産部 中山間地振興課 施設運営係

電話 054-294-8806 FAX 054-278-3908

E-mail chuusankanchi@city.shizuoka.lg.jp

様式第3号(第7条関係)

静岡市口坂本温泉浴場指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

所在地(法人以外の団体にあつては、その代表者の住所)

申請者 名 称

代表者氏名



電 話

静岡市口坂本温泉浴場の指定管理者の指定を受けたいので、静岡市温泉浴場条例第10条及び静岡市温泉浴場条例施行規則第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

静岡市口坂本温泉浴場事業計画書

<p>事業計画の理念・方針</p>
<p>実施事業の概要(事業の構成及び年間計画表)</p>
<p>実施体制</p>
<p>特記事項</p>

様式第5号(第7条関係)

静岡市口坂本温泉浴場事業計画に関する収支予算書

収入			千円
	科目	内容・数量	金額
			千円

支出			千円
	科目	内容・数量	金額
			千円

(別紙様式1)

会社（団体）概要書

会社（団体）名		
本社所在地	〒	
代表者		
会社（団体） 設立年月日		
主な事業所 及び事業所数		
	静岡市内における事業所所在地	〒
資本金		
売上高		
役員数		
従業員数		
事業概要		
他の温泉浴場の 管理運営実績	名称・住所・期間	
ホームページ アドレス		

申 立 書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

印

静岡市口坂本温泉浴場の指定管理者の申請に際し、平成 年 月 日の時点で、当団体に納税義務が無いことを申し立てます。

指定管理者の申請に係る誓約書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

所在地

会社(団体)名

代表者氏名

印

静岡市口坂本温泉浴場の指定管理者の申請に際し、下記の応募資格をすべて満たし、かつ欠格事項のすべてに該当していないことを誓約します。

記

応募資格

- (1) 法人その他の団体(以下「法人等」という。)又は複数の法人等により構成されるグループ(以下「グループ」という。)であること。
- (2) 静岡市内に事務所等活動の拠点を有する法人等であること。
- (3) 静岡市口坂本温泉浴場の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力を有する法人等であること。
- (4) 1年以上引き続き、公衆浴場の管理運営を行った実績を有する法人等であること。

欠格事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する団体
- (2) 静岡市入札参加停止等措置要綱(平成24年4月1日施行)による入札参加停止措置の期間中である団体
- (3) 直近の1年間において、市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
- (4) 会社更生法及び民事再生法による手続をしている団体
- (5) 静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第7条第1項の規定による暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者(団体、代表者等)

申請に関する連絡先

会社(団体)名	
所在地	〒
(連絡先) 担当者所属	
役職名	
担当者名	
電話番号	
ファックス	
メールアドレス	

口坂本温泉浴場指定管理者応募者説明会 参加申込書

送信先 FAX054-278-3908

平成 年 月 日

静岡市中山間地振興課 あて

送信者

会社(団体)名

代表者(職・氏名)

静岡市口坂本温泉浴場の指定管理者の応募に関する説明会に参加を申し込みます。

《説明会参加者》

・ 役職 氏名

・ 役職 氏名

■会社(団体)名

■所在地

■担当者(所属・役職・氏名)

■連絡先 (— —)

※本書を送信した旨、静岡市中山間地振興課 054-294-8806 まで連絡願います。